

掲示期間 3.10-3.19

消防士長の選考による昇任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 0 日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第 1 0 号

消防士長の選考による昇任に関する規程の一部を改正する規程

消防士長の選考による昇任に関する規程（令和 5 年新潟市消防局訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 号を削り、同項第 2 号中「消防副士長」を「消防士又は消防副士長」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号に次のただし書きを加える。

ただし、当該期間に係る人事評価の実績がない者については、実施された人事評価における全体評価がいずれも 3 以上であること。

第 2 条第 1 項第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「及び第 2 号」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 他消防本部の勤務実績を有する場合は、当該消防本部において消防吏員として勤務した実績を加算する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。